

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、サンヨーホームズ株式会社と称し、英文では Sanyo Homes Corporation と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物・構築物の設計、施工、監理等の請負・受託ならびに販売およびコンサルティング業務
2. 土地、建物および各種附属設備の管理・保守・点検・警備・清掃の請負・受託
3. 建築資材の製造、加工、販売
4. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、機械器具設置工事、電気通信工事の設計、監理、施工および請負
5. 土地の開発、造成、分譲
6. 不動産の売買、仲介斡旋、賃貸借、管理および中古住宅取引、ならびにこれらのウェブサイトの運営
7. 不動産管理・賃貸借の受託
8. 不動産の鑑定および評価
9. 不動産担保の金銭貸付およびその他の金銭貸付業務
10. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
11. 不動産特定共同事業法に基づく事業
12. 有料老人ホーム、療養施設、保育所、託児所、宿泊施設、スポーツ施設、遊戯場、飲食店の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、通所介護サービス事業および介護予防サービス事業
13. 催物、イベントの企画および請負
14. アイティ（情報技術）および通信に関するシステムの構築、設計、管理および運営
15. 次の物品の販売、保守および賃貸借
 - (1) 家庭用・事務用電気機械器具、荷役運搬設備等の産業用機械器具、管理医療機器
 - (2) 通信機械器具、電気照明器具
 - (3) 事務用機器、ポンプ、業務用冷凍機器、パッケージ型エアコン、洗濯機、各種自動販売機等産業用機械器具
 - (4) ガス・石油機器および空調・厨房等住宅関連設備機器
 - (5) 医療機械器具、健康機械器具
 - (6) 介護用品、介護機器および介護保険法に基づく福祉用具購入費の対象となる福祉用具・機器
16. 前号各物品および関連物品に関する工事の設計、請負および施工
17. 下記物品の販売
 - 家具、事務用品、日用雑貨品、園芸用品、食料品、酒、清涼飲料水等の飲料、たばこ
18. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
19. 駐車場業
20. 医療・介護に関するコンサルティング業務
21. 太陽光発電等自然エネルギー利用に関する事業ならびに電気の供給・販売等に関する事業
22. 郵便物、宅配物、クリーニング、DPE（現像・焼き付け・引き伸ばし）の取次ぎ業務ならびにプレイガイド業務
23. 生活相談、ハウスクリーニングおよび家事代行の生活支援業務
24. 情報端末機器の提供業務、保守管理業務および情報端末機器を介して行う次のサービス業務
 - 建物のメンテナンス情報、セキュリティ情報、生活情報、地域情報、買物情報の提供
25. 会員制スポーツ施設の利用会員募集ならびに募集代行
26. 前各号に付随する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条 (機関の設置)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第11条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第3章 株主総会

第12条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条 (電子提供措置等)

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までには書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (決議要件)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 (取締役の員数)

1. 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)は、3名以上とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

第19条 (取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 (取締役の任期)

1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長を選定することができる。

第22条 (取締役会)

1. 取締役会は、法令の別段の定めがある時を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
3. 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第23条 (取締役への委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第24条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 25 条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 26 条 (監査等委員会の招集通知)

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 27 条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

第 28 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 29 条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 30 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 31 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 32 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 33 条 (剰余金の配当の基準日)

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 34 条 (配当金の除斥期間)

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には、利息を付さない。

附 則

(取締役および監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 第 19 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外取締役又は社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお上記一部変更前の定款第 24 条又は定款第 28 条の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

2. ①定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③本附則第 2 項は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上